

平成 20 年度

# 事業計画書

熊本県産業技術センター

# 目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	機構組織	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
7	展示会等への出展	7
第3	重点施策事業	
1	ものづくり研究開発事業	8
2	バイオ・食品研究開発事業	11
3	新規外部資金活用事業	12
4	農産加工研究開発事業	13
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	15
2	研修指導事業	17
3	産学官地域技術連携推進事業	17
4	中核企業技術高度化支援事業	18
5	計量検定事業	18
第5	設備機器導入計画	21
第6	関連団体の事業	22
1	熊本県知的所有権センター	22
2	社団法人発明協会熊本県支部	22
3	熊本県工業技術振興協会	23
4	社団法人日本溶接協会熊本県支部	23
5	J九州金型治工具工業会	24
6	社団法人熊本県計量協会	25
※添付資料1		26
	・熊本県産業技術センター条例	
	・熊本県産業技術センター処務規程	
※添付資料2		36
	・熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	

## 第1 はじめに

熊本県産業技術センターは、昨年4月、工業技術センター、食品加工研究所及び計量検定所の3機関の再編・統合により発足して、はや1年が経過しました。

この1年、我々は、行動指針に3つの”A”（Achievement(実績)、Alliance(連携)、Accountability(説明責任)）を掲げ、熊本県株式会社の「技術部」としての役割を自負し、1年間「売れるものづくりの支援」に邁進してきました。

その結果、徐々にではありますが当センターの認知度の高まりを感じるとともに、当センターの研究員が日々繰り返している技術支援が、地域企業に大変大きな成果をもたらしていることを改めて認識し、より一層、当センターの責任の重さを痛感した1年でありました。

さて、2年目となる平成20年度ですが、施設整備に向けた実施設計が今秋には出来上がり、いよいよ実験棟の建設が始まります。施設整備に伴いソフト面も含めて、地域企業からは『もっと産業支援を！』との要望や期待が一層高まっていることを肌で感じます。

そこで、我々は、『技術支援の効率化”地域企業のニーズに、より早く、より正確に”』を目標に掲げ、地域企業からの多くの技術支援の要請に的確に対応し、信頼され続けるセンターであるために機能や設備のレベルアップに取り組んでいくことにしました。

具現化するための戦略であります。センターの最大の経営資源である”人材（技術者）”の最適化を図るとともに、内外の環境変化にも”ぶれる”ことのないコンピタンス（センターの強み）をセンター職員全員が共有することにより、職員同士の連携を強化し、一致団結、英知を結集し企業支援に取り組みます。

また、大学や産総研、テクノ財団といった産業支援機関と連携するとともに、業務内容を分析し、効率化を推進していきます。

さらに、今年度から新たな取組みとして、企業の技術課題を解決するため、当センターが直接引き受け試験研究を行う「カスタムメイド試験研究事業」をスタートさせ、技術支援サービスの拡充を図っていきます。

大企業・中小企業とも業況判断の悪化が指摘されている折、本年の当センターの取組みにご期待いただきますとともにご支援・ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

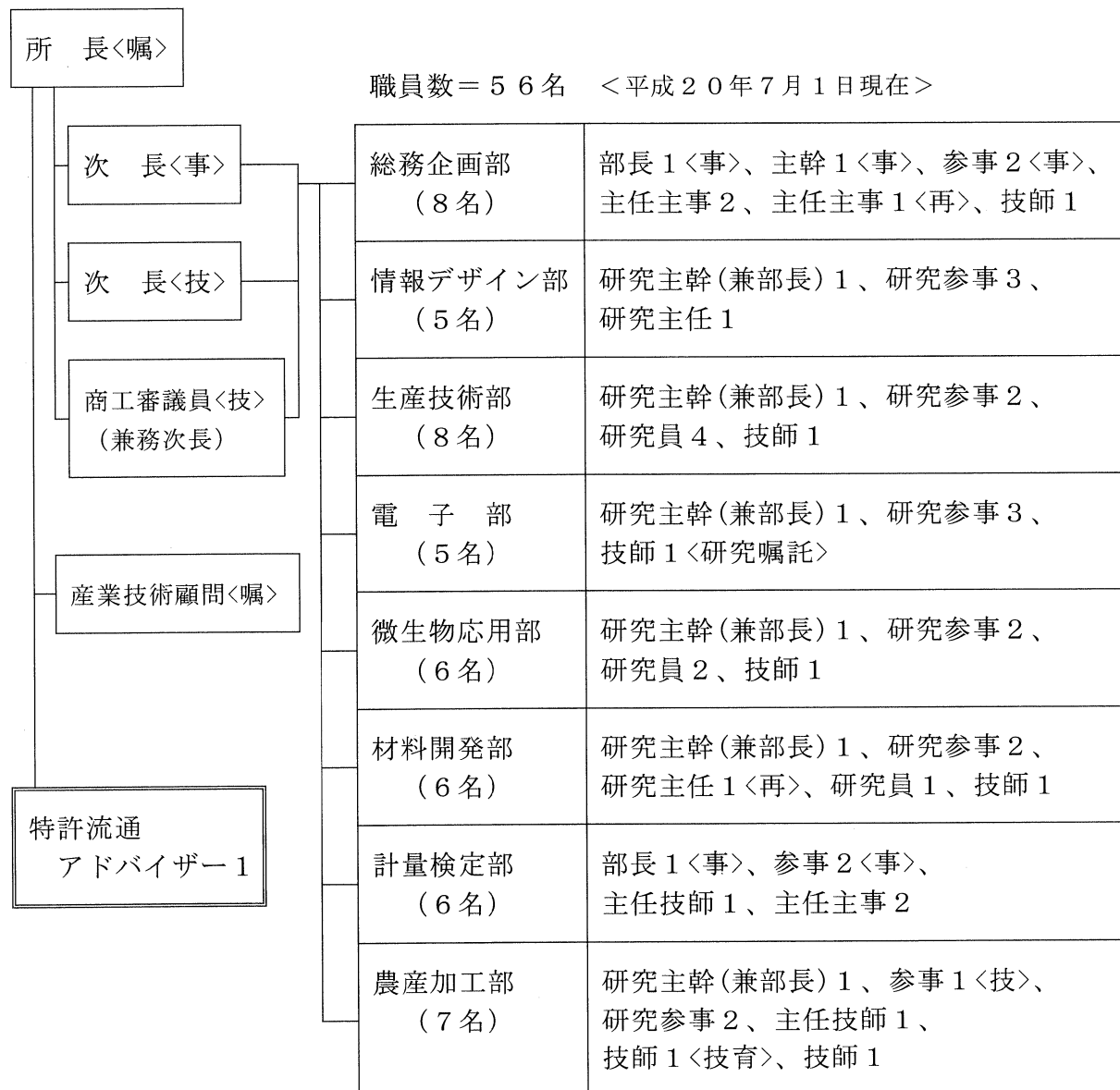
平成20年7月

熊本県産業技術センター

所長 柏木正弘

## 第2 管 理 運 営

### 1 機 構 組 織



※添付資料1【産業技術センター条例、処務規程】

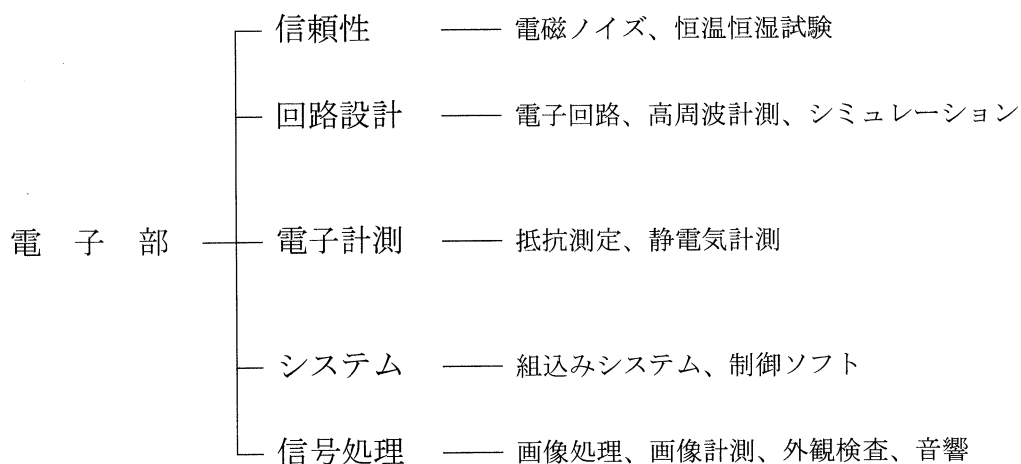
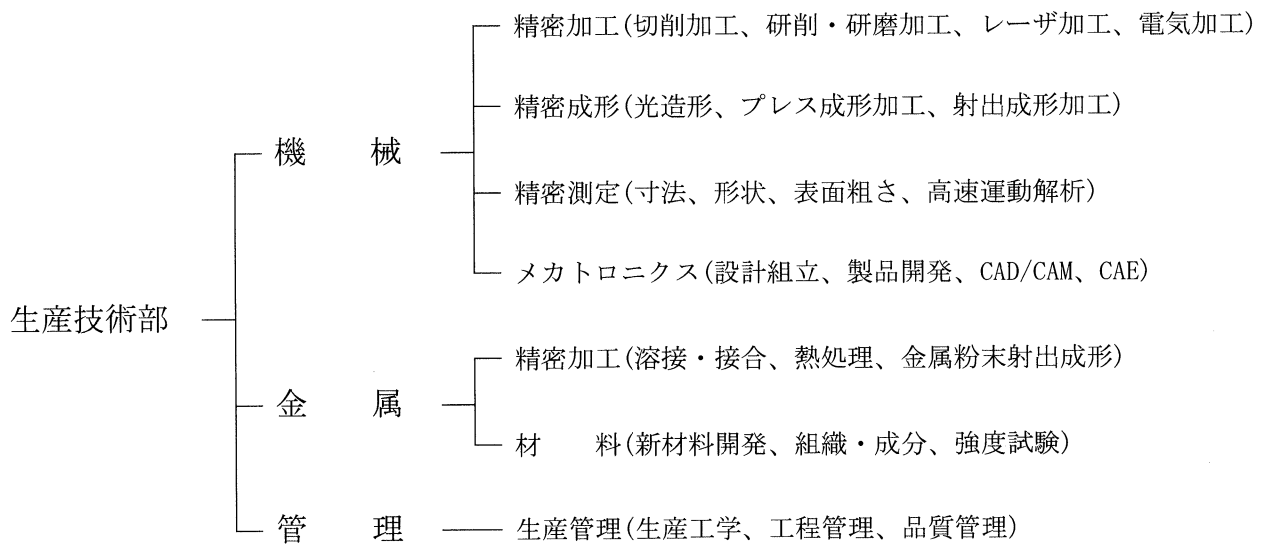
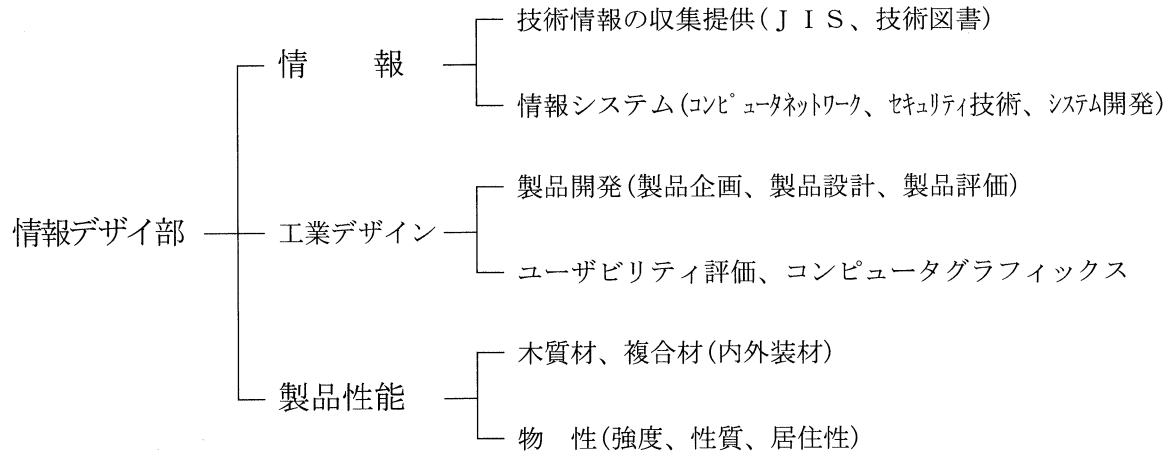
### 2 職 員 数 の 推 移

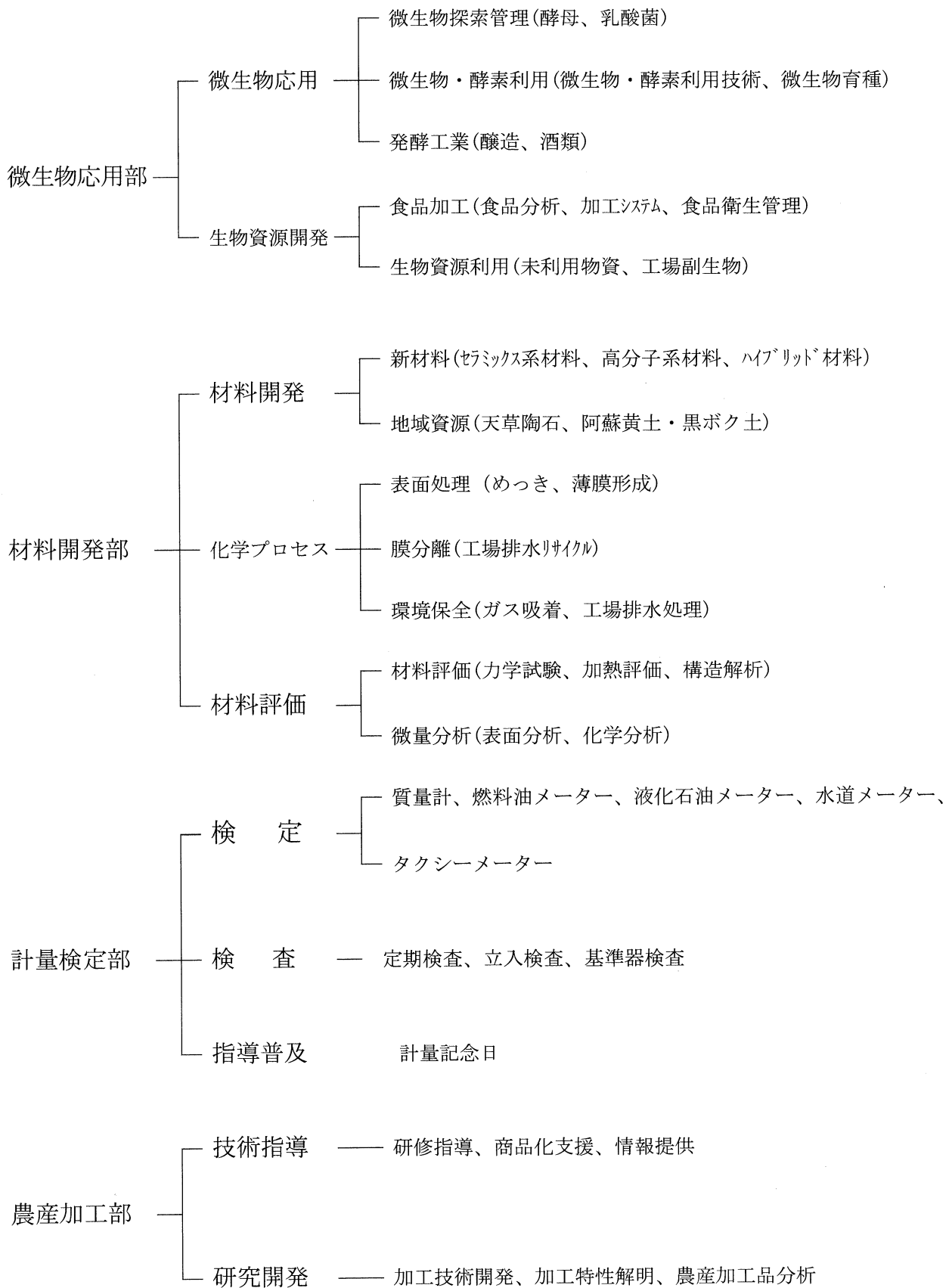
(H14からH18までの職員数は旧工業技術センターのみ記載)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19.4.1	H19	H20
研究職	31	30	26	28	28	工業技術センター、食品研究所計量所 加工研究及び検査所	29	29
事務職	7	7	6	6	7		14	13
技術職	1	1	2	2	1		6	6
技能職	4	4	4	4	4		5	5
その他	2(客)	1(客)	—	—	—		1(嘱) 1(派)	3(嘱)
計	45	43	38	40	40		56	56

### 3 業務分担表

総務企画部 —— 相談窓口、庶務、経理、企画調整、広報及び技術情報誌等発行





#### 4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名	氏 名	
所 長		柏木 正弘	微生物応用部	研究主幹(兼部長)	松田 茂樹
次 長(事)		高口 義幸		研究参事	湯之上 雅子
次 長(技)		東 昭		〃	中川 優
商工審議員兼次長(技)		西村 賢了		研 究 員	齋田 佳菜子
産業技術顧問		坂井 滋		〃	佐藤 崇雄
産業技術審議員 兼部長(事)		邑上 俊一		技 師	荒木 眞代
総務企画部	主 幹	園田 正喜	材料開発部	研究主幹(兼部長)	永田 正典
	参 事	伊豆野 陽介		研究参事	末永 知子
	参 事	北里 昭一朗		〃	永岡 昭二
	主任主事	水上 恵美		研究主任	永山 賛平
	〃	山下 将史		研 究 員	松尾 英信
	〃	北村 紀代子		技 師	納寄 克也
	技 師	矢津田 良二		部 長	立山 和男
	技 師	矢津田 良二		参 事	井 優二
情報デザイン部	研究主幹(兼部長)	富重 定三	計量検定部	〃	村山 功
	研究参事	原口 隆一		主任技師	坂田 一成
	〃	河北 隆生		主任主事	小山 祐佳里
	〃	中村 哲男		〃	平畑 雅規
	研究主任	佐藤 達哉			
生産技術部	研究主幹(兼部長)	高橋 孝誠	農産加工部	研究主幹(兼部長)	工藤 康文
	研究参事	上村 誠		参 事	堤 えみ
	〃	土村 将範		研究参事	荒木 誠士
	研 究 員	川村 浩二		〃	三牧 奈美
	〃	道野 隆二		主任技師	宮本 圭子
	〃	甲斐 彰		技 師	清島 和衣
	〃	濱嶋 英樹		〃	福田 和光
	技 師	齋藤 幸雄		(兼務)	園田 久美子
電 子 部	研究主幹(兼部長)	園田 増雄			
	研究参事	重森 清史			
	〃	石松 賢治			
	〃	城戸 浩一			
	技 師	市原 和明			

5 予算状況

(単位：千円)

事業名	平成18年度 当初予算	平成19年度 当初予算	平成20年度 6月補正後 予算	左の財源内訳						
				一般 財源	使用料 手数料	財産 収入	寄付金	県 債	諸収入	
人 件 費	490,142	495,146	429,722	429,722						
★重点施策事業										
バイオ・食品研究開発事業		7,297	4,003	3,978		25				
バイオマテリアルの開発と応用技術に関する研究(農工連携)	7,709	932	3,970	3,970						
(微生物応用部門(味噌酵母事業を除く))		6,332								
味噌酵母分譲事業	53	33	33	8		25				
農産加工研究開発事業										
(研究開発事業(農産加工部))	11,306	10,124	6,592	6,592						
(九州知事会共同研究(微生物応用部門))	-	420								
ものづくり研究開発事業		32,479	5,111	3,858						1,253
新素材の加工技術に関する研究	28,698		2,919	2,919						
(情報デザイン部門(特別支援事業))		4,507								
(生産技術部門(特別支援事業))		5,902								
(電子部門(特別支援事業))		5,247								
(材料開発部門(特別支援事業))		2,489								
(九州知事会共同研究)		1,260								
(重点施策プロジェクト推進枠)		1,400								
三次元CAEを活用した生産工程の高度化に関する研究		400	939	939						
科学研究費補助金事業	7,500	5,000	-							
地域新生コンソーシアム研究開発事業	2,979	6,274	-							
地域資源活用型研究開発事業			525							525
戦略的基盤技術高度化支援事業			728							728
新規外部資金活用事業	10,000	10,000	58,000							58,000
国等からの新規提案公募型事業		10,000	28,000							28,000
カスタムメイド試験研究事業			27,600							27,600
商品企画プロジェクト事業			2,400							2,400
重点施策事業計	68,245	60,320	73,706	14,428		25				59,253
★投資事業										
センター設備緊急修繕事業	6,550	4,677	4,400	4,400						
一般支援事業(投資分)競輪補助事業	31,900	31,962	30,100	15,050						15,050
産業技術センター試験研究備品導入事業(※6月補正予算)	-	-	103,801				21,801	82,000		
投資事業計	38,450	36,639	138,301	19,450			21,801	82,000		15,050
部局別枠予算										
運営管理費	69,957	76,312	76,089	74,956	981					152
企画調整事業	913	688	969	969						
技術指導育成事業	1,212	978	1,161	1,161						
★産学官地域技術連携促進事業	564	564	319	319						
★中核企業技術高度化支援事業	20,048	18,325	16,615	16,615						
★特許情報利用促進事業	762	632	432	432						
★研修指導事業(農産加工部)	3,130	3,351	3,352	3,352						
★一般支援事業	31,718	30,108	32,291	9,015	22,376					900
一般支援事業	31,503	29,904	32,087	9,107	22,080					900
依頼試験事業(農産加工部)	215	204	204	▲ 92	296					
計量検定事業	11,700	11,416	10,998	2,818	8,180					
計量器検定事業	1,979	2,283	2,828	▲ 5,285	8,113					
計量器定期検査事業	6,925	6,925	6,561	6,561						
計量関係取締事業	1,307	1,307	797	797						
計量関係指導育成事業	212	212	207	140	67					
施設整備事業	1,277	689	605	605						
部局別枠予算計	140,004	142,374	142,226	109,637	31,537					1,052
合 計	736,841	734,479	783,955	573,237	31,537	25	21,801	82,000		75,355
★重点施策事業(試験研究費)	68,245	60,320	73,706	14,428		25				59,253
★技術支援事業	94,672	89,619	191,310	49,183	22,376		21,801	82,000		15,950



## 6 情報の発信

### (1) 報告書等の発行

- ・平成20年度事業計画書の発行（6月、300部）
- ・平成19年度業務報告書の発行（6月、350部）
- ・平成19年度研究報告書の発行（9月、200部）

### (2) 技術情報等の発信

- ・技術情報誌の発行（8月、2月）
- ・メールマガジンの発行（随時）

### (3) ホームページ運営(更新)

<http://www.kmt-iri.go.jp/>

## 7 展示会等への出展

### (1) 展示等

- ・県庁地下通路展示スペースに出展（8月）
- ・モノづくりフェア2008に出展（10月）

### (2) 研究成果発表

- ・九州・沖縄地域公設試&産総研合同成果発表会に参加（10月）

### 第3 重点施策事業

#### 1 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
新素材の加工技術に関する研究		自動車関連産業への Mg 合金等の新素材、また、天草低火度陶石や陶磁器廃棄物などの地域資源の新素材利用技術の普及を図るための基盤技術を確立する。	◎総括 高橋孝誠	2,919
難削性金属材料の切削加工技術の高度化研究 (知事会共同研究) H19～H21	継 続	合金工具鋼、ステンレス鋼、ニッケル合金、チタン合金等の難削性金属材料の切削加工技術について、切削加工時間の短縮、加工コストの削減、安全性及び環境への配慮などの企業ニーズに対応した加工条件を確立し、切削加工技術の高度化を図る。 (共同研究機関：長崎県、大分県、鹿児島県)	土村将範 高橋孝誠 川村浩二 濱嶋英樹	
マグネシウム合金に関する研究 (知事会共同研究) H19～H21	継 続	Mg 合金を自動車部品に適用するため、絞り加工、曲げ加工及び成形シミュレーション技術を有する佐賀県と連携し、最適加工条件の探索、金型設計に対するシミュレーション解析技術の確立及び高効率のプレス成形技術の開発を行う。 (共同研究機関：福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県)	高橋孝誠 道野隆二 濱嶋英樹	
次世代耐熱性マグネシウム合金	継 続	熊本地域に次世代耐熱マグネシウム合金を活用した産業拠点を形成を	高橋孝誠 上村誠	

<p>の基盤技術開発 (地域結集) H19～H22</p>		<p>図るため、熊本大学において開発された高強度・高耐熱性マグネシウム合金の合金設計から、溶解・鋳造・加工技術、材料解析・評価技術までの物性評価、塑性加工の DB を構築する。 (共同研究機関、研究協力機関：熊本大学他 13 機関)</p>	<p>土村将範 川村浩二 道野隆二 甲斐 彰 濱嶋英樹</p>	
<p>天草陶石を活用した環境対応型次世代陶磁器の開発 (知事会共同研究) H19～H20</p>	<p>継続</p>	<p>3 県共同により、天草低火度陶石や陶磁器廃棄物を活用し、従来より低い焼成温度を用いて製品化を目指す。 本県は、食器以外への応用を図るため、天草低火度陶石と光触媒の組み合わせた脱臭性磁器材料と高級陶石を用いる透光性磁器材料の開発を行なう。 (共同研究機関：佐賀県、長崎県)</p>	<p>松尾英信 永田正典</p>	
<p>三次元 CAE を活用した生産工程の高度化に関する研究 (知事会共同研究) H19～H21</p>	<p>継続</p>	<p>九州・山口 9 県の共同により、特に、自動車部品の開発・製造工程における試作工程削減等の設計生産工程の効率化及び公設試相互の技術力向上に取り組む。 具体的には、三次元 CAD/CAM/CAE 等のデジタルエンジニアリングを活用した設計、解析評価システムの構築等による総合的な IT 支援体制、ネットワークを活用した解析技術の検討、各種解析事例の集約と評価、ナレッジデータベースの構築、当県で開発する遠隔 CAE 解析システムによる評価および情報交換等を行</p>	<p>河北隆生 土村将範 道野隆二 重森清史</p>	<p>939</p>

		う。 (共同研究機関：九州・山口9県)		
陶磁器製造技術を活用した機能性食器・照明具の研究開発 (地域資源活用型研究開発事業) H19～H20	継続	3県共同により、天草陶石を原料とした陶土・素地の調整技術及び機能性釉薬の開発を行い、有田焼などの伝統工芸技術技法を活用して消費者ニーズに応える抗菌性食器や透光性照明具の製造技術を開発する。 本県は、埋蔵量の豊富な長石質陶石の均質化及び陶土化技術の確立を目指し、本年度は実用化について研究を行う。 (共同研究機関：佐賀県、長崎県、他3企業)	松尾英信 永田正典	525
高速・高精細ニッケル厚付積層めっき技術の開発 (戦略的基盤技術高度化支援事業) H19～H20	継続	企業との共同研究により MEMS (マイクロエレクトロメカニカルシステム) 分野の一つであるインクジェットヘッドのインクポットの加工を、従来の機械加工に代わり高速・高精細ニッケル厚付積層めっきで作製する技術開発を行う。 本年度は、ニッケルめっき皮膜のパターン精度の向上・応力緩和、インクポット内面の表面処理等を研究し事業化に向けた検討を行なう。 (共同研究機関：西日本エレクトロニクス工業(株))	永田正典	728

## 2 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
バイオマテリアルの開発と応用技術に関する研究		バイオマスは環境に優しく、豊富な資源であるが、形態や物性が多様であるため、利用度が低いのが課題である。これらの資源の特徴や優位性を生かし、積極的な利用促進を図るため、健康食品、生体材料（バイオマテリアル）及びバイオ燃料まで含めた幅広い用途開発のためのバイオマス利用の技術開発を行う。	◎総括 松田茂樹	(千円) 3,970
県産柑橘飲料製造におけるバイオマスからのバイオエタノール製造技術の開発 H19～H20	継続	産業廃棄物として処理されている柑橘搾汁粕及び人参搾汁粕は、高濃度の糖分を含有しており、バイオエタノール原料として適している。 そこで、これらの糖を効率よくエタノールに変換し、生産効率を向上させるための製造技術の開発を行う。	松田茂樹 中川 優	
バイオマスを用いた機能性複合材料の開発 H20～H22	新規	バイオマス資源であるキトサンやセルロース等の多糖類を付加価値の高い生体素材など産業的利用への転換を目指し、加工性や機能性を向上させるための微粒子化と機能性複合材料の開発を行う。	永岡昭二 齋田佳菜子 佐藤崇雄	
味噌酵母分譲事業	継続	県内で生産されている麦味噌の品質向上のため、当センターで開発した味噌用酵母の分譲を行う。	中川 優 齋田佳菜子 荒木眞代	33

### 3 新規外部資金活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の新規提案公募型事業	継 続	<p>地域企業の新技术・新製品開発を支援するために、国等の研究資金獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産学共同シーズイノベーション化事業</li> <li>2 文部科学省科学研究費補助金</li> <li>3 農林水産省高度化事業</li> <li>4 地域イノベーション創出研究開発事業</li> <li>5 科学技術振興機構シーズ発掘試験</li> <li>6 革新的膜分離技術の開発</li> </ol>	各部担当者	28,000
カスタムメイド試験研究事業  添付資料2 <b>【実施要綱】</b>	新 規	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められて場合に受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。</li> <li>2 県の産業振興に寄与するもの。</li> </ol>	各部担当者	27,600
商品企画プロジェクト事業（シーズ創造プログラム事業）	新 規	<p>“永続的な”売れるものづくり”を実践するため、研究員の技術力向上を推進する。</p>	各部担当者	2,400

4 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した食品加工技術の高度化		県産農産物等地域資源の活用促進を図るため、食品産業や消費者が求めている「食品の安全性確保」、「特徴ある県産加工原料供給」及び「食品の機能性」の技術的課題の解決を行う。	◎総括 工藤康文	6,592
簡易な品質管理マニュアルの作成 H20～H22	新規	漬物やゼリー類、調味料等の衛生管理の状況調査や日持試験、成分分析等を実施することにより、品質管理上の問題点を摘出し、品質管理技術の向上及び地域資源活用促進のための簡易な品質管理マニュアルを作成する。	工藤康文 三牧奈美 荒木誠士 堤えみ 清島和衣 福田和光	
地域資源を活用した新規調味料に関する調査 (知事会共同研究) H19～H21	継続	販路拡大の支援につなげるため、九州各県の特徴ある資源を用いた新規調味料の製法や品質に関する調査を共同で行い、魚醤油等の魚介類を素材にした新規調味料に関する製品情報や生産動向に関する資料(マップ等)を作成する。 (共同調査機関：山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	松田茂樹 斎田佳菜子 中川 優 湯之上雅子	
県産農産物の一次加工技術の開発 H19～H21	継続	安全・安心な県産農産物で作った使い勝手のよい原料が欲しいという実需者ニーズの視点から、高品質な味・風味・食感を有するペースト製造技術を確立する。	三牧奈美 荒木誠士 福田和光 工藤康文 高橋孝誠	

<p>県産農産物の保健機能効果の解明 H 18 ～ H20</p>	<p>継 続</p>	<p>規格外の県産果実の有効利用を図るため、果実エキスの炎症抑制効果等に着目し、その発現メカニズムを明らかにすることにより、新規機能性食品開発のための基盤技術を確立する。</p>	<p>荒木誠士 三牧奈美 工藤康文</p>
---------------------------------------	------------	---	-------------------------------



## 第4 一般支援事業等

### 1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、**技術相談・技術指導**を行います。

(2) 当センターが保有する**設備機器の開放**を行います。

設備機器の一部を以下のとおり紹介しますが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターホームページをご覧ください。

#### ①メカトロニクス開放試験室（精密機械分館内）

- ・ CNCジグ研削盤（円筒内面の精密研削）
- ・ 三次元CAD/CAMシステム（三次元モデルの設計製作）
- ・ CNC超精密成形平面研削（砥石成形による形状の検索）

#### ②バイオ開放試験室（食品加工分館内）

- ・ ガスクロマトグラフ質量分析計（未知物資の質量測定）
- ・ レオメーター（食品の硬さなどの物性を測定）
- ・ 自記分光光度計（物質の濃度などの定量分析）
- ・ ガスクロマトグラフ（アルコールなど香気成分の測定）
- ・ 酵母培養装置（酵母など微生物の培養）

#### ③新分野開放試験室（精密機械分館内）

- ・ 非接触表面粗さ測定機（各種部品の表面粗さ形状の測定）
- ・ 高速運動解析装置（機械の動作観察、解析）
- ・ 万能測定顕微鏡（部品や工具の表面観察、2次元寸法の測定）
- ・ マイクロスコープ（各種部品など観察・測定等）

#### ④表面処理・環境開放試験室（機械金属分館内）

- ・ 走査型電子顕微鏡（材料や部品等の微細構造観察と組成分析(定性)）
- ・ 耐候試験装置（材料や製品等への紫外線照射による材料評価）
- ・ 塩水噴霧装置（製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価）
- ・ 蛍光X線分析装置（製品・部品の成分、不純物の非破壊分析）

#### ⑤加工試作室（食品加工分館内）

- ・ 真空凍結乾燥機（野菜や果物など復元性を目的とする乾燥）

- ・超微粒粉碎器 (食品やその原料の粉碎)
- ・ドラム乾燥機 (多水分の食品やその原料の短時間乾燥)
- ・食品用高圧殺菌機 (食品の加圧加熱殺菌)
- ・真空加圧煮練機 (真空下で濃縮し高品質のジャム・エキス等の製造)

(3) **依頼試験・分析等**を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにお尋ね下さい。  
 手数料については、当センターホームページをご覧ください。

部 名	項 目	内 容
情報デザイン部	木竹製品・ 材料試験	材料強度、物性、製品性能
生産技術部	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、 金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、 表面粗さ測定等
電子部	抵抗試験	絶縁抵抗試験、体積抵抗率試験、表面抵抗率試験
	形状測定	レーザ顕微鏡 (表面観察、非接触表面粗さ測定)
微生物応用部	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験
材料開発部	化学分析	有機・高分子材料、鉱物、表面組成
	物性試験	工業材料、プラスチック
農産加工部	食品試験	食品成分・分析、食品衛生試験

(4) 企業の社員や大学生等を一定期間受け入れ、**技術者養成**を行います。

(5) 中小企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため**技術普及講習会**や**研修会**を開催します。(別表1を参照)

(6) 新技術・新製品開発のため、**研究会活動**を行います。(別表2を参照)

- (7) 熊本県醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。**(しょうゆ農林規格格付け事業)**

## 2 研修指導事業（農産加工部）

- (1) 農業団体や農産加工グループ等を対象に、**加工技術向上支援事業**を行います。

①食品加工技術研修会を年4回開催する予定です。

- ・ 5月 食品包装の基礎知識と大豆を使った健康志向食品
- ・ 7月 食品の品質管理と県産素材を使った漬物加工
- ・ 9月 商品規格の作成と甘藷を使った菓子加工
- ・ 12月 製造工程における衛生管理と柑橘を使った飲料

②加工食品の開発や改良を目的とした試作研究及び分析技術支援のため、受託研修を行います。

③各地域の要請により、現地指導・現地研修を行います。

④農産加工グループ等が抱えている技術課題のうち、特に、緊急性の高い技術課題の解決に向けて、共同で取り組みます。**(現地対応型商品開発プロジェクト)**

- (2) 県内農業者や農産加工グループ等と食品産業との連携が円滑に行えるよう支援を行います。**(食料産業クラスター形成支援事業)**

①食料産業連携交流会を11月に開催する予定です。

(くまもと食品科学研究会及び熊本県食料産業クラスター協議会との共催)

②連携活動による県産農産物活用の新製品開発支援を行います。

③食料産業クラスター形成に関する調査研究を実施します。

## 3 産学官地域技術連携推進事業

県内産学官の研究者・技術者が一堂に会し、新技術・新製品開発の取り組みや開発事例の紹介をとおして、相互の技術的・人的交流を深め、県内企業における研究開発力の向上や新技術の導入促進を図ることを目的に「熊本県産学官技術交流会」を平成21年1月に開催します。

主な内容は以下のとおりです。

- 1 様々な分野における最新の研究成果などについて**口頭発表**を行います。
- 2 **ポスター、パネルの展示**を行います。
- 3 技術開発に取り組む方々相互の技術的・人的交流をさらに深めていただくため**交流パーティ**を行います。

#### 【主催団体】

- 熊本県産業技術センター
- 熊本県工業連合会
- バイオテクノロジー研究推進会
- 熊本県工業技術振興協会
- (財)くまもとテクノ産業財団
- 熊本知能システム技術研究会

#### 4 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の発展を積極的に支援します。

#### 5 計量検定事業

- (1) 計量関係の**登録・届出の受付**を行います。
- (2) 計量器の検定・検査
  - ①タクシーメーター、自動車等給油メーター等の**検定**を随時実施します。
  - ②指定定期検査機関が行う特定計量器の**定期検査の実施計画、実施区域等を策定**します。
  - ③使用中の計量機器等の**立入検査、取り締まり**を行います。
  - ④**分銅等の基準器検査**を実施します。
- (3) 計量行政についての理解と認識を深め推進を図るため、**商品量目検査、登録指導及び計量思想の啓発**を行います。
- (4) 計量記念日(11月1日)に併せ、**計量教室を開催**します。

県下3地区において、各20名をモニターに選出し試買調査を実施します。

(別表2)

## 研究会一覧

研究会名及び事務局	目的	構成	事業計画
多機能素材研究会 【情報デザイン部】	企業ごとに生じた問題点を、異業種の技術を持ち寄り解決を図ると同時に機能性材料・素材の開発を行う。	6 企業 1 大学 1 高校 2 公設試	①共同研究開発の実施 ②関連企業の見学 ③河川設置における性能評価 ④人工水路における性能評価 ⑤技術課題の検討
九州モノづくり技術の伝承と創成に関する研究会 (社)精密工学会九州支部主催	九州におけるモノづくり技術の伝承と創成を図るため、①教育グループ、②研究グループの分科会を設立し、企業の技術者・技能者の技術支援教育を行うと共に、新技術を開発する。	30 大学公設機関 50 企業	①技術者・技能者の精密生産技術教育 ②共同研究開発の実施 ③関連企業の見学 ④セミナー・研究会の実施
【生産技術部】 微生物・酵素利用技術研究会 【微生物応用部】	食品製造における醸造技術について、検討を行う。	15 企業 1 公設試	・食品製造工程への微生物、酵素の利用技術の検討
セルロース研究会in熊本 【材料開発部】	セルロース等天然高分子の活用技術についての研究推進と技術力向上を図る。	12 企業 2 公設試 1 産総研 3 大学 1 財団	①先端技術勉強会 ②先進地視察 ③研究発表会の開催 ④新たなナノプロジェクトの提案
くまもと食品科学研究会 【農産加工部及び(株)熊本製粉】	県内の食に関わる技術者及び研究者の情報交換や技術向上を図る。	4 農業団体 15 企業 15 高校、大学、公設機関 50 関係する技術者・研究者等	①研究会の開催(7月、11月) ②表彰事業(11月) ③広報誌発刊(2回)

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

部 門	講習会・研修会等の名称	開催回数	予定年月	備 考
情報デザイン部	産業デザイン講習会	1	H20.10	熊本県工業技術振興協会 情報デザイン専門部会と 共催
	情報ネットワーク技術講演会	1	H20. 7	熊本県工業技術振興協会 情報デザイン専門部会と 共催
	木材利用技術講習会	1	H21. 2	熊本県工業技術振興協会 情報デザイン専門部会と 共催
生産技術部	加工技術講習会	1	H21. 2	熊本県工業技術振興協会 機械金属専門部会と共催
	計測技術講習会	2	H20. 9	熊本県工業技術振興協会 機械金属専門部会と共催
電 子 部	マイコン・プログラミング技術 講習会	2	H20. 6 ～7	熊本県工業技術振興協会 電子専門部会と共催
	電磁環境技術講習会	1	H20.10	熊本県工業技術振興協会 電子専門部会と共催
微生物応用部	醸造技術講習会	1	H20.10	熊本県工業技術振興協会 食品専門部会と共催
材 料 開 発 部	セルロース研究会in熊本	1	H20. 8	熊本県工業技術振興協会 化学専門部会と共催
	分析技術講習会	1	H20. 9	〃
	表面技術講習会	1	H20.11	〃
	天草陶石に関する講演会	1	H21. 2	〃
農 産 加 工 部	食品加工技術研修会	4	H20. 6 ～ H20.12	
	食料産業連携交流会	1	H20.11	くまもと食品科学研究 会・熊本県食料産業ク ラスター協議会と共催

※ 具体的な日程は、当センターホームページで確認してください。

## 第5 設備機器導入計画

本県産業の推進のため、以下の事業により設備機器を導入する予定です。

- 1 一般支援事業（投資分）（競輪補助事業）
  - ・表面粗さ・輪郭形状複合機（生産技術部）
  - ・真円度・円筒形状測定器（生産技術部）
- 2 産業技術センター試験研究備品導入事業

名 称	機 器 の 概 要
高速液体クロマトグラフ	食品に含まれるビタミンやポリフェノール等の成分を分析する装置
EMI計測システム	携帯電話等の電子機器から発生する電磁ノイズを測定する装置
味認識装置	旨みやコク等の味を評価しデータとして記録する装置
VRユーザビリティ評価システム	試作品等の使い勝手や操作性を評価する装置
食物繊維分析装置	食品に含まれる食物繊維の量を測定する装置
RT-PCR遺伝子増幅装置	バイオマスに含まれる酵母や放線菌などの有用微生物を検出し分析する装置
冷凍室及び冷蔵室	食品や原材料の腐敗や変質を防いで保管する機器
電気化学的特性評価装置	電子基板や自動車部品等のめっきの状況进行评估する装置
電子線マイクロアナライザー	機械部品の金属疲労や金属組成ムラ等不良原因を検査

- 3 研修指導事業（農産加工部）
  - ・液物対応真空包装機
- 4 計量検定事業（計量検定部）
  - ・1トン分銅

## 第6 関連団体の事業

### 1 熊本県知的所有権センター

#### 1 目的

当センター及び(社)発明協会熊本県支部は、特許庁から知的所有権センターとしての認定を受けています。

特許情報をはじめとする知的所有権に関する情報を収集し、一般に提供するとともに、これを活用して地域の中小企業等の技術開発支援または円滑な特許流通の拡大と普及を図るため、知的財産権とその流通支援に関する専門家である特許流通アドバイザーを置き、無料で技術導入・移転の相談、または指導、県内企業等訪問指導・相談、PR活動等を行います。

#### 2 事業計画の概要

- ①企業訪問による特許流通に関する相談・アドバイス
- ②県内外中小企業等の特許シーズ、ニーズを把握しマッチングを図る
- ③特許流通～事業化に至る支援を関係支援機関と連携・調整して実施
- ④特許流通支援事業 PR、特許利活用の啓発
  - i 開放特許活用例集、パンフレット等配布し特許情報提供
  - ii 特許流通事例を会議、講演で説明・PR
  - iii 出張相談会実施
  - iv 特許流通データベース登録支援
  - v 特許流通フェア開催案内

#### 3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3階 電話(代表)096-368-2101(内線336)  
(直通)096-331-7023  
(FAX) 096-331-7023

### 2 社団法人 発明協会熊本県支部

#### 1 目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

#### 2 事業計画の概要

- ①九州地方発明表彰事業



- ②熊本県発明工夫展開催事業
- ③全日本学生児童発明くふう展への出展
- ④未来の科学の絵画展への出展
- ⑤全国発明表彰への推薦
- ⑥荒尾少年少女発明クラブへの事業協力
- ⑦弁理士による無料発明相談会（支部内、各商工会議所）
- ⑧特許庁主催による産業財産権制度説明会

### 3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3階 電話(代表)096-368-2101(内線334)  
(直通)096-360-3291

## 3 熊本県工業技術振興協会

### 1 目的

本県の工鉱業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化と会員相互の親睦を深めていきます。

### 2 事業計画の概要

- ①熊本県産学官技術交流会を熊本県等と共催
- ②刊行物を会員企業に配布（研究報告、技術情報誌等）
- ③専門部会による技術普及講習会等の開催

### 3 事務局

熊本県産業技術センター本館 1階 総務企画部内 電話(代表)096-368-2101(内線205)

## 4 社団法人 日本溶接協会熊本県支部

### 1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

### 2 事業計画の概要

- ①溶接技能者評価試験の実施

予備講習会（年月日）	学科及び実技試験日	場 所

第1回 平成20年4月27日(日)	5月10日(土)、11日(日) 18日(日)(予備日)	熊本県産業技術センター
第2回 平成20年8月31日(日)	9月6日(土)、7日(日) 14日(日)(予備日)	〃
第3回 平成21年1月11日(日)	1月17日(土)、18日(日) 25日(日)(予備日)	〃

## ②溶接技術競技大会の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第41回熊本県溶接技術競技大会	平成20年 9月27日(土)	熊本県産業技術センター
第38回九州地区溶接技術競技会	平成20年 6月 8日(日)	大分県
第53回全国溶接技術競技会	平成20年10月18日(土) 〃 19日(日)	開会式:福井県 競技会:福井産業技術専門学院

## 3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階 生産技術部内 電話(代表)096-368-2101(内線214)  
(直通)096-369-5519

## 5 熊本県ものづくり工業会

### 1 目的

金型治工具及びその関連部門の進歩発展のため、産学官の相互連帯による生産、技術、経営の向上と合理化、併せて県内需要の掘り起こしを図ると共に、会員相互の親睦を深めます。

### 2 事業計画の概要

- ①総会 5/16(金)メルパルク熊本
- ②理事会 6回/年
- ③ネットワークサーバ研究会
- ④射出成形講習会・1級(7月:熊本県立技術短期大学校)  
2級(5月:熊本県産業技術センター)

- ⑤ 先進地見学会
- ⑥ 工業高校生徒研究発表会
- ⑦ 技術短期大学校施設見学・学生面談会
- ⑧ 新春講演会（1月予定）
- ⑨ 地域分科会（県北）（県央）（県南）
- ⑩ 技能祭への参加（11月）

### 3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階 生産技術部内 電話(直通)096-365-3938

## 6 社団法人 熊本県計量協会

### 1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

### 2 事業計画の概要

- ①計量に関する知識の普及・啓発
- ②計量に関する調査・研究
- ③計量に関する情報の収集及び提供
- ④計量に関する講演会、講習会の開催
- ⑤計量関係者等の表彰
- ⑥関係行政機関及び関係団体との強調・連携
- ⑦計量器代検査に関する事業
- ⑧指定定期検査機関に関する事業
- ⑨指定計量証明検査機関に関する事業
- ⑩熊本県収入証紙の売り捌き

### 3 事務局

熊本県産業技術センター計量検定部内 (電話) 096-367-7816  
(FAX) 096-367-7816  
e-mail:kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

○熊本県産業技術センター条例〔産業支援課〕

昭和 27 年 6 月 14 日  
条例第 42 号

〔熊本県工業試験場設置条例〕を公布する。

熊本県産業技術センター条例

(平 19 条例 22・改称)

(設置の目的)

第 1 条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(平 19 条例 22・一部改正)

(位置)

第 2 条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第 3 条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 4 条 所長は、知事の命を受け、事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第 5 条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(平元条例 26・追加、平 9 条例 8・平 12 条例 9・一部改正)

(雑則)

第 6 条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

(平元条例 26・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年熊本県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- 3 熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 2 熊本県工業技術センター使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)
- 3 この条例による改正後の熊本県工業技術センター条例(中略)の使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第10号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第16号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(熊本県食品加工研究所条例の廃止)
- 2 熊本県食品加工研究所条例(昭和 63 年熊本県条例第 31 号)は、廃止する。  
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 3 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

別表(第 5 条関係)

(平元条例 26・追加、平 4 条例 30・平 7 条例 24・平 10 条例 10・平 12 条例 9・平 13 条例 16・平 19 条例 22・一部改正)

使用料

設備名	単位	金額
1 化学試験・化学加工設備	1台30分につき	200円以上3,150円以下の範囲内で知事が定める額
2 食品試験・食品加工設備	1台30分につき	20円以上1,300円以下の範囲内で知事が定める額
3 機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上2,900円以下の範囲内で知事が定める額
4 金属試験・金属加工設備	1台30分につき	350円以上3,150円以下の範囲内で知事が定める額
5 木竹試験・木竹加工設備	1台30分につき	150円以上900円以下の範囲内で知事が定める額
6 電気試験・電気加工設備	1台30分につき	50円以上1,950円以下の範囲内で知事が定める額

備考 使用時間が 30 分未満のとき、又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。

○熊本県産業技術センター処務規程〔人事課〕

昭和31年6月1日

訓令第1248号

本庁各部課(室)

各地方出先機関

〔熊本県工業試験場処務規程〕を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の課及び部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 情報デザイン部
- (3) 生産技術部
- (4) 電子部
- (5) 微生物応用部
- (6) 材料開発部
- (7) 計量検定部
- (8) 農産加工部

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各部にそれぞれ部長を置く。
- 4 部長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに産業技術審議員を置くことができる。
- 6 産業技術審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

- (1) 公印に関すること。

- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
- (7) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (8) 試験施設及び設備の利用に関すること。
- (9) 県内工業団体等との連携及び調整に関すること。
- (10) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
- (11) その他他部に属しないこと。

#### 情報デザイン部

- (1) 技術情報の収集及び提供並びに技術交流に関すること。
- (2) 工業デザインの開発研究及び指導に関すること。

#### 生産技術部

- (1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。

#### 電子部

- (1) 電子技術の試験研究に関すること。
- (2) 電子技術の指導に関すること。

#### 微生物応用部

- (1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 食品関連企業等の農林水産物等の高度な加工及び流通技術に係る試験研究及び指導に関すること。

#### 材料開発部

- (1) 工業材料応用技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 工業資源の開発研究及び指導に関すること。

#### 計量検定部

- (1) 計量関係の登録及び届出に関すること。
- (2) 計量器の検定及び検査に関すること。
- (3) 基準器の検査に関すること。
- (4) 計量取締に関すること。
- (5) 適正計量管理事業所に関すること。
- (6) 計量技術の指導に関すること。
- (7) 計量思想の普及に関すること。
- (8) 諸統計の報告に関すること。
- (9) その他計量に関すること。

#### 農産加工部

- (1) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る研修及び指導に関すること。
- (2) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る情報の収集及び提供に関すること。



- (3) 県産農産物等の製品開発の企画及び総合調整に関すること。
  - (4) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- (専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- (2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。
- (3) 通勤手当及び住居手当の決定に関すること。
- (4) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る命に関すること。
- (5) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (6) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。
- (7) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (8) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (9) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
- (11) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (12) 第7号から第9号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (13) 報酬、賃金及びこれに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。
- (14) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (15) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (16) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (17) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (18) 100万円未満の支出負担行為(前5号に定めるものを除く。)をすること。
- (19) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (20) 設備の一時使用承認に関すること。
- (21) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
- (22) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。

(23) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。

(24) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

(1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関すること。

(2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。

(3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。

(4) その他軽易な事項に関すること。

3 計量検定部長は、次の事項を専決するものとする。

(1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。

(2) 所属職員の旅行命令(部長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。

(3) 計量関係の登録に関すること。

(4) 計量器の検定に関すること。

(5) 計量器の定期検査に関すること。

(6) 基準器の検査に関すること。

(7) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。

(8) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。

(9) 計量に関する報告の徴収に関すること。

(10) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(11) その他定例的かつ軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務企画部長が所長の事務を代決することができる。

(報告等)

第7条 所長は、毎年3月末日までに翌年度の事業計画を、及び毎年6月末日までに前年度の事業成績表を知事に報告しなければならない。

2 所長は、計量検定部における毎月の事業実施状況を翌月25日までに知事に報告しなければならない。

3 計量検定部における定期検査及び立入検査が終了したときは、遅滞なくその成績を知事に報告しなければならない。

4 所長は、基準器、検定用具の出納を簿冊に記載し、毎月1回以上現品を調査するとともに、毎年1回その調査書を作成し、知事の閲覧に供しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。

2 熊本県立工業試験場処務規程(昭和22年熊本県訓令第2号)は、廃止する。

附 則(昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則(昭和32年6月29日訓令甲第26号)

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則(昭和36年9月1日訓令甲第32号)抄

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令による改正後の規程の相当規定による手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和37年1月1日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和38年3月30日訓令甲第7号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年10月26日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月22日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年8月15日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則(昭和43年5月7日訓令甲第15号)

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

2 から 51 まで (省略)

附 則(昭和44年8月1日訓令甲第35号)

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日訓令第4号の2)

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

2 (省略)

3 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令の相当規定による手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和46年6月30日訓令第30号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日訓令第45号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年7月31日訓令第38号)

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 7 月 17 日訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 53 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 30 日訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 28 日訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 15 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県土木試験室設置規程の廃止)

2 熊本県土木試験室設置規程(昭和 46 年熊本県訓令第 36 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場に勤務を命ぜられている者は、次項及び附則第 5 項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センターに勤務を命ぜられたものとする。

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

	旧	新	
工業試験場	総務課長事務取扱	工業技術センター	総務課長事務取扱
	化学部長	工業技術センター	材料開発部長
	食品部長事務取扱	工業技術センター	微生物応用部長事務取扱
	機械金属部長事務取扱	工業技術センター	生産技術部長事務取扱
	電子部長事務取扱	工業技術センター	電子部長事務取扱
	工芸部長事務取扱	工業技術センター	情報デザイン部長事務取扱

5 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場研究主幹を命ぜられ土木試験部長事務取扱を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、熊本県工業技術センター研究主幹を命ぜられたものとする。

(熊本県文書規程の一部改正)

6 熊本県文書規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本県庁処務規程の一部改正)

7 熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 60 年 12 月 24 日訓令第 36 号)

この訓令は、昭和 60 年 12 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 24 日訓令第 22 号)

この訓令は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 28 日訓令第 23 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 熊本県工業技術センター微生物応用部に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県食品加工研究所研究開発課に兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成元年 3 月 31 日訓令第 9 号)

1 この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に熊本県工業技術センター総務課長兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センター企画調整課長兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日訓令第 29 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 熊本県計量検定所処務規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 22 号)

(2) 熊本県食品加工研究所処務規程(昭和 63 年熊本県訓令第 23 号)

# 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であつて、これに要する経費(以下「委託料」という。)を委託者が負担するものをいう。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県(以下、「県」という。)に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第4条 県は、前条の申請があつた場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第5条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下、「契約」という)を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が100万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第6条 委託者は、別に定める算定基準により算出し、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、原材料費、旅費、機器使用料相当分(委託料により機器を導入する場合を除く。)及び消耗器材費等のカスタムメイド試験研究に必要な経費及び技術ノウハウ料の合計額とする。ただし、カスタムメイド試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第7条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第8条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備(以下「研究用資材等」という。)の提供を受けることができる。

- 2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。
- 3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了(以下「カスタムメイド試験研究完了」という。)したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。
- 4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けすることができるものとする。

(委託者からの研究員の派遣)

第9条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

(研究の遂行)

第10条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

(委託料の未納等による契約の解除)

- 第11条 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないときは、県は契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(天災等による契約の解除)

- 第12条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。
- 2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。
  - 3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。
  - 4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(カスタムメイド試験研究の完了)

第13条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド

試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

(委託料の精算)

第14条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託料が10万円以下のカスタムメイド試験研究については、委託料の精算を要しない。

(試験研究結果による委託料の不還付)

第15条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第16条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第17条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程(平成2年熊本県訓令第25号)に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前2項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第18条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第19条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。



## 熊本県産業技術センター

〒862-0901 熊本市東町3丁目11-38 TEL.096-368-2101  
3-11-38 Higashimachi, Kumamoto, JAPAN FAX.096-369-1938

ホームページアドレス <http://www.kmt-iri.go.jp/>

20 商 産セ

② 002

再生紙使用